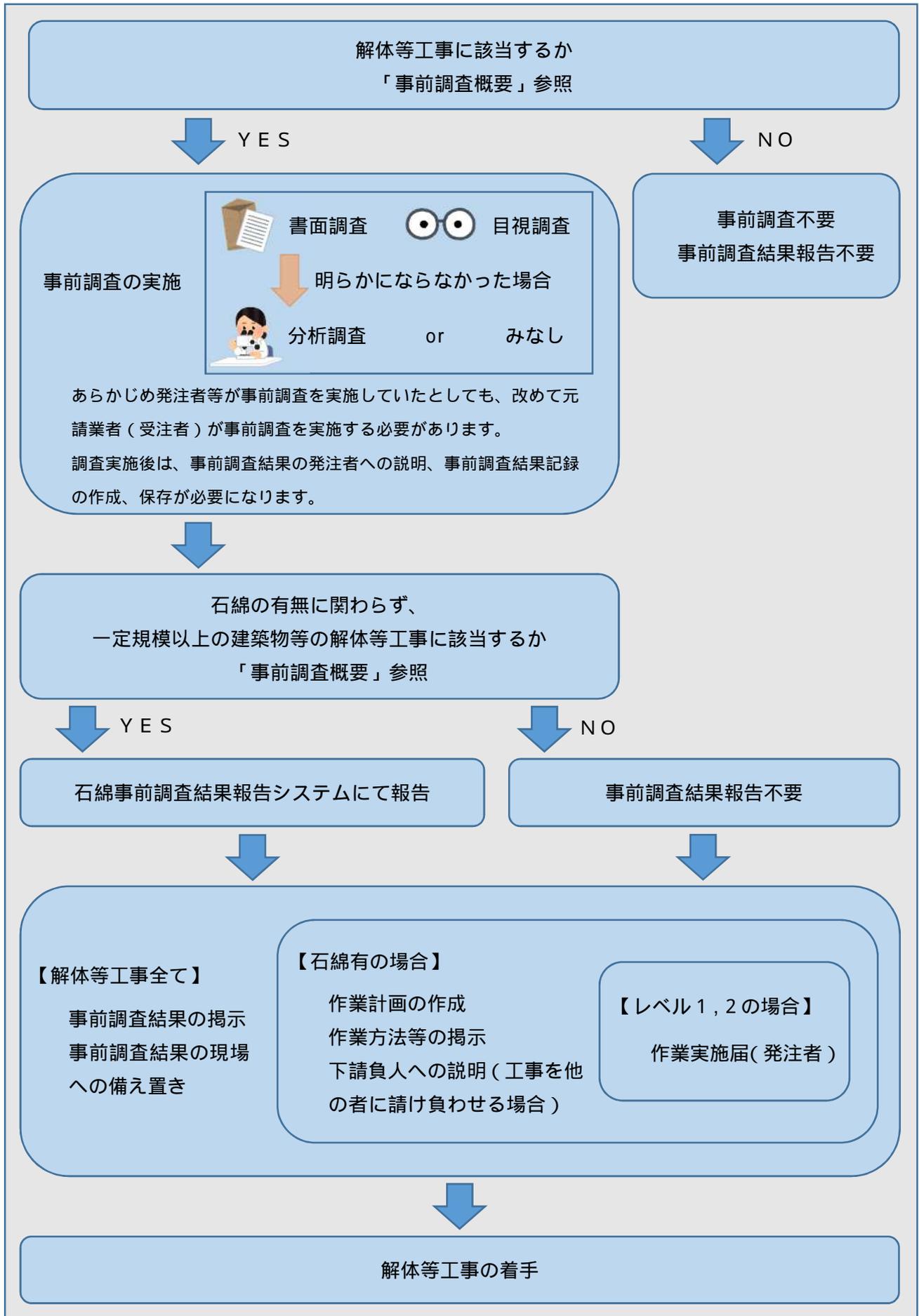


大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査結果報告書 作成ガイド

事前調査（工事作業前） フロー図



事前調査概要

<p>事前調査の対象</p>	<p>すべての建築物等の解体、改造、補修工事（以下、「解体等工事」という）ただし、以下の作業は「建築物等の解体等工事」に該当しない。</p> <p>除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことができる等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。</p> <p>釘を打って固定する、釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。</p> <p>電動工具を使用して穴を空ける作業は、解体等工事に該当</p> <p>既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。</p> <p>国土交通省等による調査の結果、石綿が使用されていないことが確認された工作物の解体、改修の作業</p> <p>詳細は、令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」第3事前調査 1 事前調査の対象等を参照。</p>
<p>事前調査の方法</p>	<p>設計図書等による書面調査及び目視による調査を行うこと。上記による調査によっても石綿の有無が明らかにならなかったときは、分析による調査を行うこと。ただし、石綿をとみなして、法に基づき石綿の飛散防止対策措置を講ずる場合はこの限りではない。</p>
<p>事前調査を行う者 （令和5年10月より施行）</p>	<p>建築物の事前調査については、「調査を行うために必要な知識を有するものとして環境大臣が定める者（令和2年環境省告示第76号）」に行わせること。なお、環境大臣が定める者とは以下のものをいう。</p> <p>建築物石綿含有建材調査者講習を終了した者</p> <p>一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者（令和5年9月までに登録された者）</p>
<p>事前調査結果報告の対象</p>	<p>一定規模以上の建築物等の解体等工事を行う場合。</p> <p>なお、一定規模以上とは以下のものをいう。</p> <p>建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80平方メートル以上であるもの。</p> <p>建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。以下同じ。）の合計が100万円以上であるもの。</p> <p>工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和2年環境省告示第77号）に限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるもの。</p> <p>「請負代金の合計」とは、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む額とする。</p>

事前調査結果報告を行う者	一定規模以上の建築物等の解体等工事を行う元請業者又は自主施工者。
報告の方法	石綿事前調査結果報告システム（ https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/ ）により報告すること。ただし、情報通信機器を保有していないことや天災などにより電子システムの使用が困難な場合は、事前調査結果報告書（様式第3の4）を用いて報告を行うこと。
報告の期限	遅滞なく報告すること。 遅滞なくとは、事前調査後に調査結果の整理など必要な作業を行った上で速やかに報告することをいう。遅くとも解体等工事に着手する前に報告すること。
罰則	事前調査結果報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、30万円以下の罰金が課せられます。

入力例・記入例

原則として、「石綿事前調査結果報告システム」を利用して報告してください。

事前調査結果報告書

2022年 月 日

八王子市長

東京都〇〇市〇〇町 - -
 報告者 株式会社 八王子
 代表取締役 八王子 太郎
 電話番号 - -

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名	株式会社 八王子元本郷 東京都 市 町 - - 代表取締役 元本郷 次郎	
解体等工事の場所	東京都八王子市 町 - -	
解体等工事の名称	マンション解体工事	
解体等工事の概要	RC造マンションの解体工事	
解体等工事の実施の期間	自 2022年 月 日 至 2023年 月 日	
特定粉じん排出等作業の開始時期	2022年 月 日	
建築物等の設置の工事に着手 した年月日	1990年 月 日	
建築物等の概要	建築物 (耐火・準耐火・その他) (木造・RC造・S造・その他) 延べ面積 1000㎡ (4階建)	
	その他工作物	
解体の作業の対象となる 床面積の合計	㎡	
解体、改造又は補修の作業 の請負代金の合計	万円	
事前調査を終了した年月日	2022年 月 日	
書面による調査及び目視に よる調査を行った者	氏名	株式会社 八王子
	講習実施機関の 名称	一般財団法人 センター (一般・特定・一戸建て等・その
分析による調査を行った箇所	1階西側外壁 仕上塗材	
分析による調査を行った者 の氏名及び所属する機関又は 法人の名称	株式会社 環境	

解体等工事全体の予定日を記入。おおよその日付で構いません。契約の工期ではありません。

石綿有又はみなしの場合、石綿含有材料の除去等作業の開始時期を記入。石綿無の場合は記入する必要はありません。

解体等工事の対象となる建築物等の建築に着手した年月日を記入。解体等工事の着工日ではありません。

建築物の解体時のみ、必ず記入。

建築物の改造、補修又は工作物の解体、改造、補修時のみ、必ず記入。

令和5年10月1日以降は、資格を持つ「調査者等」による事前調査が必要となり、必ず記入。

分析を行った場合のみ、必ず記入。

建築材料の種類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠			
	石綿有	みなし	石綿無	目視分析	設計図書等（を除く。）	建築材料製造者による証明	建築材料の製造年月日
吹付け材							
保温材							
煙突断熱材							
屋根用折版断熱材							
耐火被覆材（吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。）							
仕上塗材			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
スレート波板							
スレートボード							
屋根用化粧スレート							
けい酸カルシウム板第1種		<input checked="" type="checkbox"/>					
押出成形セメント板							
パルプセメント板							
ビニル床タイル			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>
窯業系サイディング							
石膏ボード							
ロックウール吸音天井板							
その他の材料							

調査の対象となる建築材料が存在する場合、必ず記入。
存在しない場合、空欄。

石綿無の場合、判断の根拠を記入。
該当する事前調査の方法が複数ある場合は、すべて選択。
事前調査は、設計図書等による書面調査及び目視による調査が必須のため、原則、目視と設計図書等の選択が最低限必要。

- 備考
- 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建築工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。
 - 2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
 - 3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
 - 4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。
 - 5 特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
 - 6 印の欄には、記載しないこと。
 - 7 報告書の用紙の大きさは、函面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 8 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。